

## 令和6年第4回羽幌町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和6年6月20日（木曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問

### ○出席議員（10名）

1番 佐藤 満 君	2番 金木直文 君
3番 阿部和也 君	4番 逢坂照雄 君
5番 村上雄也 君	6番 小寺光一 君
8番 舟見俊明 君	9番 工藤正幸 君
10番 平山美知子 君	11番 村田定人 君

### ○欠席議員（1名）

7番 磯野 直 君

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	森 淳 君
副 町 長	三浦義之 君
教 育 長	濱野 孝 君
監 査 委 員	熊木良美 君
農業委員会会長	入江雄治 君
会 計 管 理 者	豊島明彦 君
総 務 課 長	伊藤雅紀 君
総務課長補佐	木村謙彦 君
総務課総務係長	逢坂信吾 君
総務課職員係長	宇野延仁 君
総 務 課 電 算 共 同 化 推 進 室	道端篤志 君
電算管理係長	
地域振興課長	飯作昌巳 君

地域振興課 政策推進係長	山田 太志 君
デジタル推進課長	竹内 雅彦 君
財務課長	清水 聡志 君
財務課主幹	門間 憲一 君
財務課税務係長	近藤 優樹 君
町民課長	大平 良治 君
町民課 総合受付係長	蟻戸 貴之 君
町民課 住宅係長	更科 信輔 君
町民課 町民生活係長	富樫 潤 君
町民課 環境衛生係長	高野 正晃 君
福祉課長	高橋 伸 君
福祉課 社会福祉係長	高本 勇一 君
福祉課子ども係長	村上 達 君
福祉課 国保医療年金係長	木村 康治 君
健康支援課長	鈴木 繁 君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山 洋美 君
健康支援課 介護保険係長	山川 恵生 君
健康支援課 保健係長	土清水 彬 君
建設課長	酒井 峰高 君
建設課主任技師	笹浪 満 君
上下水道課長	棟方 富輝 君
上下水道課長補佐	熊谷 裕治 君
農林水産課長	敦賀 哲也 君
農林水産課長補佐	杉野 浩 君
商工観光課長	三上 敏文 君
商工観光課 観光振興係長	小笠原 悠太 君
商工観光課 商工労働係長	廣谷 将大 君

天 売 支 所 長	大 西 将 樹 君
焼 尻 支 所 長	藤 井 延 佳 君
学 校 管 理 課 長	葛 西 健 二 君
学 校 管 理 課 主 幹 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	佐 々 木 慎 也 君
社 会 教 育 課 長 兼 公 民 館 長	宮 崎 寧 大 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	敦 賀 哲 也 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	伊 藤 雅 紀 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	渡 辺 博 樹 君
総 務 係 長	嶋 元 貴 史 君
書 記	逢 坂 信 吾 君
書 記	佐 藤 諒 輔 君

◎開会の宣告

○議長（村田定人君） ただいまから令和6年第4回羽幌町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎町長挨拶

○議長（村田定人君） 町長から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 令和6年第4回羽幌町議会定例会の招集に当たりまして、議員の皆様には何かとご多忙のところご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

令和6年度が始まり3か月が経過しようとしており、各地で初夏の訪れを告げる風物詩やイベントが開催され、本町においても各学校における運動会や体育大会、離島地区においては島民運動会が行われ、議員各位をはじめ町民の皆様におかれましてはイベントのみならず、各産業や新緑の木々など様々な場面での活動を通じて爽やかな風が心地よい初夏を感じていると思います。一方、先週には本州の広い範囲で気温30度を超える真夏日を観測したほか、35度以上の猛暑日を観測する地点も複数あり、道内の富良野市や帯広市などでも真夏日を観測するなど夏はすぐそこに迫っており、本町では急激な気温の上昇は見込まれないものの、6月30日に行われるはばろ夏まつりや7月8日から行われる羽幌神社例大祭は初夏から夏への季節の移り変わりを感じていただけるものと思っております。

さて、本定例会に提案しております案件は、報告3件、議案としての条例案3件、過疎計画の変更1件、補正予算案2件の計9件であります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（村田定人君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田定人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

1番 佐藤 満 君                      2番 金木直文君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（村田定人君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

6月13日、議会運営委員会を開催しておりますので、副委員長から報告を求めます。

議会運営委員会副委員長、平山美知子君。

○議会運営委員会副委員長（平山美知子君） 報告します。

6月13日、議会運営委員会を開催し、今定例会の運営について慎重に協議をした結果、次のとおりであります。

今定例会における提出案件は、報告3件、議案6件、発議3件、意見案2件、都合14件、加えて一般質問4名4件となっております。議会運営委員会では、これらの案件を勘案の上、今定例会の会期は本日から21日までの2日間と決定いたしました。

次に、審議予定について申し上げます。本日は、この後諸般の報告の後、一般質問をもって終了といたします。明21日は、報告、一般議案、補正予算、発議、意見案について審議いたします。

議会運営委員会では、本日程の中で議事運営が敏速に進行されますよう、議員各位の特段のご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（村田定人君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会副委員長の報告のとおり本日から6月21日までの2日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月21日までの2日間と決定しました。

#### ◎諸般の報告

○議長（村田定人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席届出は、7番、磯野直君であります。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和5年度3月分から5月分まで及び令和6年度4月分から5月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、報告します。ご了承願います。

次に、議員の出張報告を配付しましたので、ご了承願います。

次に、各常任委員会から閉会中の継続調査をした所管事務について委員長より調査の結果を報告します。

最初に、総務産業常任委員会委員長、小寺光一君。

○総務産業常任委員会委員長（小寺光一君）

令和 6年 6月20日

羽幌町議会議長 村 田 定 人 様

総務産業常任委員会

委員長 小 寺 光 一

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

令和 6年 4月24日

デジタル推進課の事業について

令和 6年 5月29日

- (1) 羽幌町企業振興促進条例の改正について
- (2) 羽幌町観光協会焼尻支部事業補助金の補正について
- (3) 国営かんがい排水事業（現地調査）について

以上、総務産業常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

○議長（村田定人君） 次に、文教厚生常任委員会委員長、阿部和也君。

○文教厚生常任委員会委員長（阿部和也君）

令和 6年 6月20日

羽幌町議会議長 村 田 定 人 様

文教厚生常任委員会  
委員長 阿 部 和 也

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

令和 6年 3月12日、令和 6年 4月24日

天売複合施設について

令和 6年 5月13日

体育施設の利用状況について

令和 6年 5月27日

旧産業廃棄物最終処分場の閉鎖について

令和 6年 6月 5日

留萌中部地域子ども発達支援センター建て替えについて

以上、文教厚生常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

○議長（村田定人君） 次に、広報広聴常任委員会委員長、工藤正幸君。

○広報広聴常任委員会委員長（工藤正幸君）

令和 6年 6月20日

羽幌町議会議長 村田定人様

広報広聴常任委員会  
委員長 工藤正幸

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

令和 6年 3月15日、令和 6年 4月 3日

議会広報の編集について

令和 6年 5月 7日

(1) 町民との意見交換会について

(2) その他

以上、広報広聴常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることといたします。

○議長（村田定人君） これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（村田定人君） 日程第4、一般質問を行います。

発言は通告順に許します。

順序は次のとおりです。1番、佐藤満君、5番、村上雄也君、2番、金木直文君、6番、小寺光一君、以上4名であります。

最初に、1番、佐藤満君。

○1番（佐藤 満君） おはようございます。一般質問、私のほうから先にさせていただきます。件名は、今後のまちづくりについてです。

私自身この1年間議員活動を行う中、町民の皆様から町への思いや不満などたくさんの意見をいただけてきました。町長も就任から1年がたち、当初の公約達成に向け日々進んでいると思いますが、多岐にわたる課題を抱える中、公約全てを進めていくのは困難であることも理解はするが、町民は変わっていく町に期待感を持って支持、支援を形とし、町長に託したものと考えております。また、人口減、若年層離れ、資金面など様々な問題に直面し、町政が厳しいかじ取りを迫られていることも察するが、そんな中でも羽幌町が進むべき方向性や前向きな考え方は示していくべきと感じております。それで、以下について町長に伺いたいと思います。

1つ目に、就任当初の公約はどの程度の進捗状況となっているのか、またその状況を町

長自身はどう評価しているのか。

2つ目に、離島の観光業は人口減により受皿となる施設や食堂が減少しているが、焼尻はめん羊事業、天売は旅行会社による新施設計画が明るい話題となっているが、離島観光の展開方針や地元意見なども踏まえ進めていくべきと思うが、今後どのように進めていくつもりなのか。

3つ目に、市街地区でも飲食店の減少、ハイヤー運行時間短縮などに加え新鮮な魚介類を提供する店が少ないといった声が多く聞かれる中、将来のまちづくりについて少しでも前向きな変化のある考えを町民は期待していると思うが、町長が考える将来のまちづくりとはを伺いたいと思いますが、よろしく願い申し上げます。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の就任当初の公約の進捗状況及びその評価についてであります。私は7つの具体的な政策を掲げこれまで取り組んでまいりました。その進捗状況といたしましては、1つ目にふるさと納税の拡充であります。まず寄附者の最初の窓口となります掲載サイトの増設を図り、次に高台地区で運営されている養豚場で生産されたポーク肉をはじめとして返礼品の品数を増やしたことにより寄附者の選択肢が広がったことから、令和5年度の寄附額は約1億9,000万円と令和4年度に比較し約6,000万円の増加となったところであります。

2つ目に、地域交通の充実であります。80歳以上の高齢者を対象に実施しております福祉ハイヤー事業につきましては今年度から年12回分の乗車券を年24回に増加し、循環バスほっと号の運行につきましては停留所の見直しにより役場庁舎前を経由するなど利用者の利便性向上を図っております。

3つ目に、リフォーム事業の再開であります。6月10日現在で約40件の申請を受け付けており、申込期限の7月1日までは合計50件程度の申請となるものと見込んでおります。

4つ目に、市街地中心部の空きビル解体に向けた調査であります。まだ具体的な情報として把握できておりませんが、有効活用できる補助金、交付金の財源措置情報など引き続き調査をしてまいります。

5つ目に、学校給食費の無償化であります。これにつきましても今年度から第1子は半額、第2子以降は全額無償として開始したところであります。

6つ目に、ICT化による地域活性化であります。今年度庁内の機構改革を行いデジタル推進課を設置し、町民サービスの展開としてライン公式アカウントを使った情報配信サービスやウェブフォームを利用したオンライン申請を本格稼働させるべく準備を進めているところであり、職員向けといたしましては生成AIと連携したチャットサービスの導入をはじめとする庁内業務の効率化を図るための取組をスタートさせたところであります。

7つ目に、道立羽幌病院の充実への協力施策であります。これまで実施してまいりま



した医療従事者の確保、充実を図るための施策に加え、北海道の各関係部署等への要望につきましても現在の医療体制の維持に向け、従前よりも一歩踏み込んだ形で共通認識を図ってきたところであります。

また、そのほかには町職員の採用に関し一定の経験年数を条件とした社会人経験者の募集をはじめ、多発する自然災害に備え退職自衛官を対象とした地域防災マネジャーの募集を開始したほか、中小企業特別融資制度資金に係る利子補給制度の拡充や保育士等修学資金貸付制度の拡充、中央公民館への授乳室の設置、北海道の助成内容を拡大した不妊治療費等助成事業の創設、従来の奨学資金制度の拡充を図った前川富義奨学基金を設置、さらには羽幌小学校を除く各町立学校の保健室にクーラーを設置するとともに、羽幌小学校への冷房設備を設置するための設計費を今年度予算に計上しているところであります。

また、天売におきましては移住定住促進に係る住宅改修を進めており、焼尻においては民間活力によるめん羊牧場の存続に結びつけたところであります。

次に、その評価ではありますが、全般を通して申し上げますと、具体的な施策として開始したものや現在進行形でこれから手法、方策を見いだすものなど様々ありますが、一定程度は取り組んでいると認識しております。

2点目の離島観光の展開方針と進め方についてであります。離島を訪れる観光客はコロナ禍の令和2年度に前年の約半数まで落ち込みましたが、少しずつ回復傾向にあり、旅行会社の新規参入や民間業者によるめん羊牧場の継承は天売、焼尻の魅力アップに大きく寄与されることから今後の観光客増加が期待されます。天売、焼尻には特有の自然環境の中でサイクリングやウォーキング等を楽しむことができ、近年国や道が推進するアドベンチャー旅行に適した地域であることから、この流れを捉えて観光客の獲得に努めてまいりたいと考えております。

また、観光事業者の高齢化や担い手不足の状況にありますが、観光協会と連携して観光客が満足できるコンテンツの創出や充実にも努めていくとともに、議員のおっしゃるとおり地域の声を聞き、新たに離島に進出された民間企業とも連携しながら離島観光の課題に取り組んでまいります。

3点目の町長が考える将来のまちづくりについてであります。羽幌町は議員おっしゃられている問題のほかにもまだ多くの課題を抱えていると認識しております。1点目の答弁で触れましたように、まずはスピード感を持ってできることから施策を着実に実行に移し、町民の不満を一つ一つ少しでも解消できるよう具体的な成果を積み重ねていくことが大事であると考えております。その上で過疎化と高齢化に直面している羽幌町において、これを単なる困難として考えるのではなく、変化の波を起こすチャンスとして捉え、前向きな変革を起こす必要があると考えております。

まず、私が大切にしたいのは人と自然です。ここに住む皆さん一人一人の持つ力と実りある豊かな自然環境こそが羽幌町の最大の資源です。これを生かすことで私たちは豊かで希望に満ちた未来を築くことができると確信しております。例えば新しい産業を呼び込む

だけでなく、今ある産業を高度化、多様化し、若い世代が魅力を感じる仕事をつくり出すこと、さらに交流人口を増やすなど地域経済を活性化させることが考えられます。高齢者が安心して暮らせる環境を整えることも重要です。若い世代が安心して子育てができるまちづくりを進めることで移住を促進し、地域に活力を取り戻したいと考えております。

そして、何より大切なのは私たちの心の持ち方です。前向きな変化を恐れず、お互いに支え合いながら歩いていくことだと考えております。議員各位、役場職員、町民の皆様のアイデアや意見を積極的に取り入れ、共に考え、共に行動していくことが希望ある未来をつくり出す鍵になると考えております。

以上、佐藤議員の答弁とさせていただきます。

○議長（村田定人君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

1番、佐藤満君。

○1番（佐藤 満君） 大変貴重なご意見をいただきありがとうございます。まず初めに、町長さんに冒頭からこのように議員に対しての公約とかという大きな問題を聞くということが大変申し訳なく、なぜしたかといいますと、議員になって私も1年たって、果たして自分にもこれは問いかける部分がありまして、実際議員になって公約って出したけれども、自分は果たしてできているのだろうか、町長もある程度1年がたって、町民に対してそういう期待に対してどれだけ自分が向かってそれに応えていっているのかといういま一度考えるべき機会をつくるために、また自分も少し考え直す機会も含めてこのような質問をさせていただきました。どうも申し訳ございません。

その中で何点かお伺いしたいと思います。まず、1つ目のふるさと納税についてなのですが、すけれども、ふるさと納税という言葉というものが浸透はかなりしていると思うのですが、町民にすれば意外と言葉だけで、その内容的なものが一体どうなっているのだろうか、あるいはどれぐらいの金額があれなのかって、詳しく知っている人はいるのですけれども、そういう中でふるさと納税が例えば令和5年度1億9,000万になったと。町としてふるさと納税の金額、ある程度これぐらいまでたったら町民に還元できる余裕があるとか、いわゆるそのベースというのですか、これが2億、3億になって、例えばその中の何分の何ぐらいはどこのまちでも町に還元なり町の事業に使ったりする、そのレベルの金額というものって何かあるのでしょうか。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 総務省も非常にふるさと納税の扱いについていろんな制度改革等もありまして、寄附額の2分の1以下のいわゆる全体経費に抑えろということもあります。羽幌町もそれに沿ってやっておりますので、昨年の例からすると約2億とした場合に1億の経費基本的にかかっているということで、残り1億についてはその年度の予算措置もありますし、基金として蓄えて、それを取り崩してやっていくというような現在処理をしておりますので、今後も集まった金額の2分の1は、当年度かどうかは別にして基本的に町民還元という意味合いでの予算措置をしていくような使い方をするということになってお

ります。加えて担当課からもうちょっと詳しい、どういう形で発表しているかとか、そういうことも含めて説明を加えたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（村田定人君） 地域振興課長、飯作昌巳君。

○地域振興課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

ただいま町長申されたように、寄附として集めた金額の約50%、これはふるさと納税の経費とか、そういう部分に使われますので、残る50%につきましては町の施策のために執行していくということでございます。具体的に今年度幾ら集まりました、今年度幾ら使いましたということは特段お知らせはしていませんけれども、決算報告の中ですか、そういったものの中で説明をしていきたいというふうに考えております。

○議長（村田定人君） 1番、佐藤満君。

○1番（佐藤 満君） ありがとうございます。そういう中で、例えば今回新たに養豚場あたりでのポークなどを始めて、返礼品の数も増えてこういうような形になってきているのですが、こういう養豚場の企業とか、あるいはアイスキャンデーですか、そういうところに対してのいわゆる町としてのサポートの考え方というか、早くに前、養豚場あたりで町に水道料が高いので、ある程度軽減してくれないかとか、いろいろなそういう話があったような気がするのですが、ある程度このような形になった場合にこういう企業に、いわゆる外から来た企業に対しての軽減措置なり、そういう考え方というのは今後も考えているのでしょうか。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 今一つの例として養豚場の話が出ましたので、それについてお話をさせていただきますと、私が就任して親会社も含めた表敬訪問来た中でいろいろ地域に貢献したいというような話、それから今おっしゃった部分のお話も実はありました。その上で、これは私のほうからお願いしたことがこういう形になったのですが、ぜひ羽幌は肉類が少し弱いということもありまして、いわゆる中央牧場、これは名前言っていいと思うのですが、それとその親会社も含めて何らかの形で協力をお願いできないかということでしたら、快く一生懸命頑張って検討するということでしたので、当時の担当課長も含めて打合せした中で、実は去年の9月前にもうスタートしたかったですけれども、ちょうど総務省が地元のものかどうかということを確認する作業が出てきまして、結果12月の31日近かったでしたか、30日でしたか、ぎりぎりに決まったので、それでも今僅か、今閑散期というのですか、少ない時期ですけれども、着実に寄附が集まっているということで非常にありがたいなと思っています。

その上で、質問の趣旨でありますこういう形で協力するから、代わりに自分のところに対していろんな施策を打ってもらいたいということの、そういうバーター的な申入れはありませんでしたし、今後についても寄附もらっているから、そこだけ優先的に何かをするという考え方は基本的に持っておりません。ただ、当然雇用も相当ありますし、地域にとって大事な産業でありますので、ふるさと納税で協力していただいていることとは別に、

やっぱり必要な措置は必要な措置として当該会社との話し合いを持ちながら、また関係、恐らく漁協さんとも関係してくるのだと思いますけれども、そういう中で調整して、今ある制度、もしくは今のある制度の中でできるものはすると、なければならないなりにまた新たなものを考えていくというようなことは今後の課題として進めてまいりたいということはこの場ではっきり言わせてもらいます。

○議長（村田定人君） 1番、佐藤満君。

○1番（佐藤 満君） どうもありがとうございます。今町長の大変ありがたいお言葉をいただきまして、ここ羽幌町はなかなかそういう企業誘致をしても来ない中での目玉になる、町からのそういう寄附なり還元なり、そういうサポートという部分で、まだまだこれだけの土地があるのであればいろんな企業が入り、いわゆるふるさと納税というものに対しての考え方が変わってくる気がするので、ぜひそういうような今の考え方を進めていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

また、その中で例えば先ほど言った半分が町に還元できるのであれば、前にも教育長とお話ししたとおり、学校の給食費の問題など、教育長が言っていたそっち側のほうから還元できるのであれば第1候補として学校給食の無償化という形をある程度うたって、町民にそういうような知らせもひとつ面白いあれではないかなと思うので、できればそういうような形、ふるさと納税での夢、羽幌町に対してのこういうことができる、ああいうことができるという、そういう何かあってもいいのかなということでもよろしく願い申し上げます。

2つ目に、公約の中で挙げていました福祉ハイヤーの件についてなのですが、これはあくまでも80歳以上の高齢者に無料で出しているという形で、そのほかの形、例えば重度の障がいを持っている、年は40でも二十歳でも何歳でも、そういう形のものというものは考えて、またあるのでしょうか。

○議長（村田定人君） 福祉課長、高橋伸君。

○福祉課長（高橋 伸君） お答えいたします。

こちらのほうでは高齢者のハイヤーということで掲載していますが、もともと福祉ハイヤーということで障がい者の方、上肢除く1級、2級ということで対象を決めて、そちらのほうも同じように24枚ということで今年度から始めております。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 昨年度のうちの別の質問等にもお答えしたような気がするのですが、実は80歳がいいのか、もうちょっと下げられないのか、対象を今言った障がい者の方も同じようにするというのでやりましたけれども、最終的にはいろいろケースを挙げて金額を出しながら試算をしていきました。昨年最終的には予算査定の中で今確実にできることということで、私としてももっと拡充したいという気持ちはあったのですが、一定の結論として今年はこれでいくということでもあります。先ほど言ったふるさと納税の関連もありますけれども、何らかの形で財政的な全般的な見直しがかかけられる中

では、先ほど議員おっしゃった給食費も含めてさらなる拡充ができるようなことを考えていけるように全体として努力したいということをつけ加えておきます。

○議長（村田定人君） 1番、佐藤満君。

○1番（佐藤 満君） ありがとうございます。極力そういう形で、必ずしも12回を24回にしたからいいとか、この利用者が、巡回バスのこういうあれが果たしていいのかという形の問題につきましては毎年やった結果を見て、どういう形がいいのか、また他町村ではどのような形でこういう問題をクリアしているのか、80歳でも私以上に元気でばんばん歩く人もいれば、いいように使い方で、果たして本当の意味での使い方というのがあるのか、その辺を十分考えて今後も進めていっていただきたいと思います。

続きまして、3つ目のリフォーム事業につきまして、これ前にも言っていたのですけれども、話を聞くと早い者順という形である程度……違いましたか。これはある程度町が査定してやるという形なのでしょうか。これちょっと……。

○議長（村田定人君） 確認としての質問で受けます。

○1番（佐藤 満君） 確認としてお願いします。

○議長（村田定人君） 町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） お答えいたします。

基本的には早い者順というか、申請をしていただいた方から順番に中身を確認させていただいて、問題がなければ補助決定をする形でしています。5月ですか、追加で補正予算を組ませていただいて、当初40件分組んでいたのですけれども、申込みが結構好調だったものですから、すぐに補助決定できるような形で追加で補正もさせていただいておりますので、基本的にはこの期間内に申請を上げていただければ、7月1日までとなっていますので、その期間までに申請をしていただければ中身に問題がなければ決定ができるというふうには考えております。

○議長（村田定人君） 1番、佐藤満君。

○1番（佐藤 満君） これ言うように、いわゆる申請順という形で考えているというあれなのですけれども、どこまでの町が審議を、いわゆる見て、これは本当にリフォームの意味があるとか、そういう形のもの考え方です。ある程度、言葉があれかもしれませんが、十分裕福で自分で何ぼでもできる人間でも申請さえすれば町がやってくれるのだという考え方の持ち方と、本当に困っていて、そういう人たちに本当にリフォームをしてもらいたいという考え方を持つのか、そういう意味で、できることであれば町としても審査がある程度考えてやっていただければ本当の意味での困っている人たちへのリフォームという形ができるような気がするのですが、またいろいろ考えていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、4つ目に町長が言っていました空きビル解体についてなのですけれども、これは宮坂さんのことという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） そのとおりです。

○議長（村田定人君） 1番、佐藤満君。

○1番（佐藤 満君） この問題につきましてもかなり長く続いて、調査調査という形で、これある程度もういついつまでにはやるとか、そのほかに例えば羽幌町には旧武道館だとか、旧中央スーパーだとか、銀行だとか、保険会社だとか、数々のそういう建物の問題があると思うのですが、そういう全てのものの調査した上での優先順位という形を取っていくのか、この宮坂の問題につきましてもああいう形で、いつまでそういうような形で調査を続けるのか。ある程度、2年後にはあれますとかという、そういう判断はできないのでしょうか。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） まず、前提として宮坂跡地以外の例が何点か出されましたけれども、個人所有のものについては、町は一切それに対して何らかの措置をする考えは全くありませんし、できません。個人のものに対してはということです。宮坂跡地について詳しい説明は省略しますが、今持ち主が全くいないという状況であるということと、通学路に面しているという部分と、かなりの年数がたって今年度も一部傷んだところが出てきているし、また今後もこれが進んでいくという可能性がありますので、就任当初は任期の間に基本的にめどをつけたいと、調査に関してはめどをつけたいということでしたが、今回4月に人事異動して新しい体制になった際には、ここに関しては実施時期とか中身ではなくて、ここに書いている調査については私としては担当課のほうに今年度中に一定のめどをつけていきたいという指示を出しておりますので、様々な業務の間の中で、大変忙しい部署でもあるのですが、そっちの方向で進めていただくよう、今回こういう質問もありましたので、改めて確認をして進めさせていきたいと思えます。

○議長（村田定人君） 1番、佐藤満君。

○1番（佐藤 満君） 町長が今おっしゃられるとおり、大変忙しい中でのこういう調査をやっている中では、できれば本年中なりにある程度めどがついて、ああいう形でもし子供たちがあそこを通った中で人の命と引換えにするのであれば、1年でやることというのは何も安い買物だと思えるので、ぜひともそういう方向で進めていただければありがたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

それで、続きまして2点目のほうですけれども、国や道が推進するアドベンチャートラベルという形町長がおっしゃっていましたが、これどういような、国から例えばこうこうい目的で認定しますとか、そういう何かあるのでしょうか。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） アドベンチャートラベルの解釈も含めて、これまだ実は委員会等に出せるほど煮詰まっていることではありませんが、ここに全体として島民もしくは観光協会と連携して進めていきたいというのは、これは一つの方向を出せるようなアイデアも今実は生まれてきていますので、私の判断で、まだ全然詰まっていますし、詰まれば当

然担当委員会なりに報告することになるとと思いますが、今こういうことを考えているというのは、せつかくの質問ですので、担当課のほうからできる範囲の答弁をさせたいと思いますので、急な話なのでちょっとびっくりしているかもしれませんが、よろしくお願いします。

○議長（村田定人君） 商工観光課観光振興係長、小笠原悠太君。

○商工観光課観光振興係長（小笠原悠太君） お答えいたします。

まず、アドベンチャートラベルとはどういったものなのかということについて簡単にご説明をさせていただきます。アドベンチャートラベルについてですけれども、こちらは一般的にアクティビティーですとか自然、異文化体験の3つの要素のうち2つ以上を組み合わせた旅行形態と定義されておりまして、アクティビティーを通じて自然体験や異文化体験を行い、地域の人々と双方向で触れ合いながらその土地の自然と文化をより深く知ることによって自分の内面が変わっていくような旅行形態を指します。サステナブルな旅行を通じた地域貢献を重要視する層からも指示をされておりまして、主にヨーロッパですとか北米、オーストラリアを中心とした富裕層に人気が高まっているといった旅行形態になっております。

町長から今お話をいただきましたが、具体的な話については今観光協会のほうと町とでどんな取組ができるかいろいろ協議をしながら検討を進めている段階なのですけれども、先日観光協会から協力の要請があった事業を少しご紹介したいと思います。観光協会のほうから今総務省で支援事業として行っている子供の農山漁村体験交流計画策定支援事業といったものに手挙げをして、この支援事業を使いながら、具体的には自然環境ですとか食資源といったコンテンツを観光のメニューとして造成をしていくということをこういった支援事業を使いながらやっていきたいという提案をいただきまして、こちらについて町として最終的に来年、再来年度、中期計画を策定するというところを協力するというところで今進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（村田定人君） 1番、佐藤満君。

○1番（佐藤 満君） ただいまアドベンチャートラベルについてそういう形で、道や国が例えばそういうような方針を町がやった場合に予算づけなんかはある程度やってもらえる話なのでしょうか。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 今具体的なことを詰めていませんけれども、そっちの方向でということがまさにそういうことを利用してやっていく、町単独でなかなか全て予算を持ち込むということはありませんので、今出した例もそうですし、これは全般に言えることですけれども、常にそういう補助金がつくとか、そういうものを考えながら事業を進めるといいう大前提があるということだけ私のほうから申し上げ、さらに詳しい説明が必要であれば担当課から今続けてやらせていただきますので、お願いします。

○議長（村田定人君） 商工観光課観光振興係長、小笠原悠太君。

○商工観光課観光振興係長（小笠原悠太君） 追加でご説明させていただきます。

アドベンチャートラベルにつきましては国や道が推進をしようということで、道のほうでも北海道アドベンチャートラベル推進連絡会議というものが今年度の5月に設置をされて、具体的に道としてどういった支援策をやっていこうかというところは検討されているようです。その中で具体的に道の資料で書かれていた部分を少し紹介しますと、アドベンチャートラベルを推進していくための旅行商品の造成事業ですとか、旅行博への出展をして北海道全体としてのPRをしていくですとか、ガイド人材を育成するといったところの支援を今北海道のほうで考えているといったような状況でございます。

○議長（村田定人君） 1番、佐藤満君。

○1番（佐藤 満君） できることであればそういうような形が大変いい形で、推進を進めていけばいいなという形はありますが、実際問題今観光を考えた上で天売、焼尻を考えると、例えばそのようなアドベンチャートラベルやサイクリング、ウォーキングといった形といっても、実際問題今の天売、焼尻島、どう思いますか。そういう形のものが例えば来たとしても、今こういうような格好でやっていて、泊まる施設もない、食べる場所もない、人も今少なくなっている、施設の何があのだろうと。自然はある。ただ、自然だって野放しのままの自然では、やっぱり観光客が来たときにどう思うのだろうと。やっぱりそういう意味で町としても本当の意味での観光地にするのであれば、毎年予算をつけて道路の整備やらいろんな観光の見場所の施設の考え方だとか、町民がもしこういうふうになったら泊めてもらえないだろうとか、もう少し考え方を変えてもらわぬと、皆さんが町民として観光客として天売、焼尻行ってどう思うかって一番分かることでしょう。行ってカップ麺しか食べられないとか、そうやって天売、焼尻で困っているのだよ。そういう中で、例えば夏の観光時期にフェリーターミナルに今なら自動販売機を置くとか、食べ物の。24時間食べられるとか、泊まる施設がなかったら民泊の施設を考えるだとか、この中で考えている家を改修してどうのこうのって、実際問題そういうことをどれほどやっているのかという、そういう考え方をやっぱり示してもらわぬと、来る観光客に対してどう、受皿がきちっとしてもらわぬと、来る人はやっぱりもう一度来てみたいとか、アドベンチャーのこういう考え方ってすごくいいことではないですか。そういう進めていく中で、私から町長にもう少し観光を考える上での天売、焼尻のそういう受皿の考え方なり、そういうものをもう少し真剣に考えていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、時間もある程度もうたっていると思うのですが、最後に町長が一番大切にしたいものという形で人と自然という形で、今言ったような天売、焼尻の観光の問題やら、あるいは人材をいかにそういう形で育てていくというのは並大抵なことではないというのは重々分かっておりますが、今日の前にあるもの、町民が求めているものは何なのかということをやったことで、私も議員になって、たくさんの議員の方々からいろんな質問



が出ている中で一歩も進まないものも、ホテルのちょっとしたものとかでも目に見えるものが変わっていくと町民はある程度納得する部分があると思うのです。そういう中で私が町長に期待するのは、確かにこういう中でいろんなことを公約として挙げている中ではありますが、その中でもちょっとしたことでいいのですよ、町長。道路がきれいになったとか、雑草がなくなったとか、町内会のあれがよくなった、温泉の施設のここ今替えているのだとか、少しの変化というのは私はそういうことだと思うのです。今回遊具が増えたり、いろんな形で応援していただいているのは事実ですが、そういうちょっとした町民に見えることをやっぱりやらぬと町民は納得しないと思うのです。町の財政が苦しいのは分かる。では、何に使っているのだろうと。やっぱりそういうことを考えて今後羽幌町を、町長の考え方と、私も協力して一生懸命頑張りたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げて私の質問に代えさせていただきます。

○議長（村田定人君） 答弁あれば。

○1番（佐藤 満君） あとはよろしいです。

○議長（村田定人君） もし町長から答弁があれば。いいですか。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 私も議員長くやっております、その当時よく町民からいろんな批判も含めた意見が出ました。ただ、一人一人言っていることも違いますし、中身も違うかもしれませんけれども、その中の多くは具体的な不満なりなんなりというのがありましたけれども、こういうものを解決してくればこの町にもっと住めるのだよとか、もっとこの町がいい町になるのだよなという、そういう前提があつてのお話が多かったような記憶というか、間違いなくそうだったと思います。その上で、今回答弁にも書かせていただきましたように、まずはできることを一つ一つやって、見える形でなければ、いろんなお話だけ立派なお話をさせていただいても、それは町民の説得にも何もならないということで、先ほど限られた予算と言っておりましたけれども、その中で有効活用しながら、先ほど報告した面に加えて、また次年度に向けてさらにできることは加えてやっていきたいと思っております。

ただ、今回質問に出て、今後もずっとこういう形の中で議員の皆様から提案なりなんなりが出てくる中で、いつも答弁書を書くとき悩ましいのは、やっぱり今の羽幌町の置かれている財政状況の中で一番の難関は天売、焼尻のそれぞれの大型プロジェクトになります。ご存じのように天売島の複合施設も入札も3回延びるというような形の中で、恐らく今工法が変わりましたし、大幅な総工費の上昇というのも避けられないのかなと思っておりますし、焼尻についてはもともと8億円程度のものが19億になったと。さらにこれ延びておりますので、それがまた実際にやるということに仮になればさらに増えていくと。この2つをある程度めどというか方向を出して、さらに公共施設マネジメント全般の中でトータルにならないと大きなことはできませんので、その部分は大きなこととは別にして、限られた予算の中で本当に的確に判断しながら町民の要望にできるだけ応えるように今後と

も予算執行したいと思いますので、ご理解よろしく願いいたします。

○議長（村田定人君） これで1番、佐藤満君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

次に、5番、村上雄也君。

○5番（村上雄也君） それでは、私から職員住宅の改善等について質問させていただきます。

いわゆる消防アパートと言われている職員住宅について、老朽化が著しく、湿気もひどく、シャワーもなく、職員が不便だという話を聞いた。災害時にいち早く駆けつけなければならぬ消防職員が職場のみならず家に帰っても大変な思いをしていることと思われる。さきの北海道新聞において住居手当の記事が掲載されたこともあったことから、職員住宅の扱い等について次のとおり質問する。

1、いわゆる消防アパートについて、建設から何年経過し、過去どのような修繕工事を行ってきたのか。また、戸数、入居者数及び入居者年代、間取り等はどのようになっている、住宅設備はどのようなものがあるのか。

2、根室市など教職員住宅においてはPFIによる建設を行っているところや、天塩町のように補助金を支出して教職員住宅の管理運営を民間に任せているところもある。職員が民間アパートを借りることを考えると、このような民間資金を活用して職員住宅を確保しておくことによって職員募集がしやすくなるなどの利点もあると思うが、どうか。

3、国家公務員住宅においても老朽化や独身者、単身者住宅の不足が問題視されており、東日本大震災の復興財源の捻出のため抑制されていた新規建設等が再開されつつある。北海道新聞において先月、持家手当の件についての記事が掲載され、総務省給与能率推進室は、地方公務員の給与は国家公務員に合わせるのが基本。国は既に持家手当を廃止し、全国に廃止の通知を出していると説明との記載があった。そもそも国家公務員や道職員のように職員住宅が確保されていれば職員が住宅ローンを組んで建設することもなく、また民間アパートが充実していれば持家手当は必要なかったかもしれないが、持家手当について当時羽幌町は国家公務員が月額2,500円をゼロにしたことを踏まえ、月額5,000円を2,500円にしたと認識している。現在の持家手当についての考えは。

4、また、地方公務員の給与は国家公務員に合わせるのが基本ということは、持家手当以前に国と異なる昇給、昇格基準や各種手当をまず国と同様とし、既に人材不足が懸念されているこの地域で働き続けていただくためには賃金水準や勤務条件について国の制度を

超える必要があると思うが、町長の考えは。

5、職員住宅とは少し離れるが、焼尻島において冬期間の宿泊施設が足りなく、電話や電気などインフラサービス維持のために焼尻島での宿泊が必要な方がいた場合の対応に苦慮しているという話を聞いた。町で配慮してあげられることは何かないか。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 村上議員のご質問にお答えいたします。

1点目の消防アパートの現状についてであります。消防アパートは昭和45年12月に建設され、今年で54年経過することになります。建物は1棟12戸で、現在3戸入居中であり、間取り等については11畳程度のリビング・ダイニング・キッチン、居室1室、トイレ、風呂付の1LDKタイプとなっており、設備といたしましては洗面台やガス給湯器はありますが、シャワー設備は備えていないところであります。また、これまでの修繕状況であります。風呂やトイレ等の軽微な修繕は必要の都度行っており、大規模な修繕といたしましては確認できる部分として平成4年に屋外防水工事、平成17年に排水設備工事、令和3年に屋上防水、外壁塗装、排水設備工事を実施しているところであります。

2点目の民間資金を活用した職員住宅の確保についてであります。昨年9月の村上議員の一般質問において同様な質問があり、その中で町の単独住宅や民間賃貸住宅もあり、現時点で新たに借上げや整備の予定はないが、町外からの採用者が増加傾向にあることから、その必要性を含め今後の課題として捉えたい旨を答弁しており、現時点においてその考え方に変わりはありませんが、快適な住宅を確保することにより職員募集を優位に進める要素の一つとなることも考えられるものであります。現在市街地における住宅事情として栄町夕陽ヶ丘団地や民間賃貸住宅に恒常的な空きはあるものの、築年数の新しい物件については早々に入居者が決まるなど、特に若年層等にあっては月々の賃料より快適性を求められる傾向にあるものと考えております。このことから、町内における住宅環境の整備を図る観点からも民間賃貸住宅の建設を促進する制度の必要性について検討することも考えており、その中において職員の戸室の確保の必要性についても併せて検討してまいりたいと考えております。

3点目の持家手当に対する考え方についてであります。本町における住居手当のうち住宅の自己所有等に係るいわゆる持家手当であります。本手当は定住促進等を図ることを主な目的として支給しているものであり、現在の支給額2,500円については平成21年の人事院勧告において国家公務員の住居手当のうち持家手当分2,500円が廃止されたことに準じ、当時月額5,000円から変更しているものであります。これまでの本町における持家手当に対する考え方といたしましては、国の手当が廃止されたことに準じつつも、国と地方においてはその手当に対する趣旨に大きな違いがあるとのことにより一定の金額は維持しているところであり、現時点においてその考え方には変わりないものであります。

4点目の国と異なる賃金水準や勤務条件についてであります。初めに地方公務員の給

与については地方公務員法第24条第2項において均衡の原則として規定され、本規定の考え方といたしましては画一的に国家公務員の給与制度と合致することを求められるものではなく、公務としての近似性や類似性を重視し、人事院等の専門的な体制によって制度設計されている国家公務員の給与制度を基本にしつつ、地域の実情をより重視して定めるべきとされているものと捉えております。また、勤務条件についても同条第4項において第2項と同様な趣意により規定されているものと考えております。このことから、地方自治体は自らの判断と責任により地域住民の理解の中でその実情に沿った行政運営を展開しなければならないものであり、本町職員に係る給与等についてはこの地域における実情等を踏まえ地域住民の代表である議会の理解を得た中で適正に定めていることから、国家公務員に対して必ずしも生活水準が低いとは考えておりませんので、国と同等もしくはそれを超えなければならないものとは考えておりません。

5点目の宿泊施設の不足に係る町の配慮についてであります。焼尻島において宿泊業を通年で営業している事業者は一部でありますことから、冬期間においては頻度多く宿泊場所が不足しているものと認識しており、各事業者等にあってはその確保に苦慮しているものと推察するところでありますので、町として配慮ができることがありましたら検討してまいりたいと考えております。

以上、村上議員への答弁とさせていただきます。

○議長（村田定人君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

5番、村上雄也君。

○5番（村上雄也君） 消防アパートなのですけれども、たまたま前を通ったらコンクリートの破片が落ちていまして、上を見上げるとちょっと欠けているところがあったのですけれども、昭和45年ということですのでそれなりにたっていると思うのですけれども、耐震基準とか躯体のほうはどうなのでしょう。問題ないのでしょうか。

○議長（村田定人君） 総務課長、伊藤雅紀君。

○総務課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

今村上議員のほうから耐震基準等について問題ないのかというご質問でありましたが、建物の年数的に推察いたしますと、具体的に耐震診断等をしているわけではありませんが、耐震基準という部分については適合しないのではないかとこのふうには考えております。

○議長（村田定人君） 5番、村上雄也君。

○5番（村上雄也君） 戸数が12戸で現在3戸入居ということで、躯体が問題ないのであればリフォームして使ったほうが、できるだけ入っていただけるようにしたほうが住居手当も出さず家賃収入が入るので、町的にも長い目で見たらいいのかなとちょっと思ったりもしたのですけれども、ちなみにその消防アパート、耐震基準を満たしていないということは、何か災害あったときに消防職員が出てこれないかということもあってあれなので、おいおい用途廃止等するのかどうかというのは、そういうのはあるのでしょうか。

○議長（村田定人君） 総務課長、伊藤雅紀君。

○総務課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

現状の消防アパートにつきましては、耐用年数というところでいくと60年程度かなというところで、2030年くらいにはその年数を迎えるのかなというふうには思っております。現状のマネジメント計画におきましての職員住宅の全体の方向性という部分で基本的な考えにつきましては、民間住宅を活用していくということですか、その民間賃貸住宅の建設促進と併せて建設検討するというふうになっております。現状消防アパートに関しましては消防職員のみのお入居ということでありまして、議員おっしゃるとおりの部分でいきますと何かあったときに職員が出勤できないのではないかなというようなことがあります。現状は町の建物に入居されているということで取扱いとしてはそうなっておりますが、基本的なまず考え方として消防職員の入居の施設の確保といった部分につきましては町という部分では間接的には関わるものではあるとは思いますが、一義的には北留萌消防組合というところが居住場所という部分は検討していくことになるのかなというふうには思っておりますので、消防職員のためにその施設を延命するというようなところについてはなかなか難しい問題ではあるのかなというふうには思っております。

○議長（村田定人君） 5番、村上雄也君。

○5番（村上雄也君） 話ちょっとまたずれまして家賃についてお伺いしたいのですけれども、国家公務員の場合は国家公務員宿舎法第12条において、12条第3号、12条が無料宿舎という規定なのですけれども、僻地にある官署または特に隔離された官署で勤務する者の宿舎は無料というふうになっておりますが、この規定でいくとうちの場合天売、焼尻島というのが該当するのではないかなと思いますけれども、離島についての職員住宅の家賃については取っているとは思いますが、この規定に……離島の職員住宅の家賃について現状の考えと、国家公務員が無償になっている規定があるので、無償にしていく可能性があるのかどうか教えてください。

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時20分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長、伊藤雅紀君。

○総務課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

村上議員のほうから国の宿舎等におきまして規定の中で無償という、地域の部分によっては無償というような規定があるというところと、本町における離島地区における地域というところを比較した中で無償というような考えもあるのかというような趣旨のご質問かなと思っております。まず、住宅に対する基本的な考え方というところで、本町における職員住宅を確保しているというところと、ご質問の中でもありましたが、国や道が職

員住宅を確保しているというところの考え方というのは、基本的にはまず違うのかなというふうには思っております。国や北海道におきましては頻度高く転居を必要とすることで、居住場所が官署の近隣地に制限されるなどの勤務状況による等のためでありまして、本町につきましては議員おっしゃるとおり離島地区においては2年に1回というような形で赴任という形はあるのかもしれませんが、そういう意味では国が基本的に設けている部分とはちょっと違うのかなと思っております。

あと、本町における住宅料に対する基本的な考え方として、その金額につきましてはその建物等の年数、耐用年数等を考慮した中で定めているというところでありますので、現状におきましては無償というようなところは考えておりませんが、その建物がいついつまでというところで年数が経過していく中であってはそういう算定というのが出るのかもしれませんが、基本的にはまず住居という部分については場所としては確保しますが、入居するに当たっての費用というのは応分の負担をしていただくというのは必要なのかなというふうには考えております。

○議長（村田定人君） 5番、村上雄也君。

○5番（村上雄也君） すみません。国と異なる賃金水準や勤務条件というところでのつもりでお話ししていたので、申し訳ありませんでした。

6月11日付埼玉新聞、これネットの記事で、埼玉県戸田市において待遇に不満、市職員が大量退職、22年、35人、5年で100人超、県内市町村平均を下回るという記事がありました。市が行った職員アンケートで不満を感じる部分を尋ねたところ待遇、給与面という答えが4割超えで最も多く、労働時間、仕事内容、やりがいの順番だったそうです。当該自治体のラスパイレス指数は昨年で98.8%、このラスパイレス指数の出し方というのものもあるのかもしれませんが、現状の羽幌町のラスパイレス指数は幾つでしょうか。

○議長（村田定人君） 総務課長、伊藤雅紀君。

○総務課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

本町におけるラスパイレス指数ということで、令和5年度につきましては95.3%というふうになっております。

○議長（村田定人君） 5番、村上雄也君。

○5番（村上雄也君） 道内でもラスパイレス指数100近くの町村というのは幾つかあるのですけれども、ここではアンケートを取ってということですが、今後職員からのアンケートなり何うとかがって、職員の声を聞くという場は設けることはあるのでしょうか。

○議長（村田定人君） 総務課長、伊藤雅紀君。

○総務課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

給与等に対する待遇に関しての職員へのアンケートを行う考えはあるかということですが、アンケートに特化して何かするということは現状は考えておりませんが、通常の勤務の中ですとか、あとは町と職員組合とのやり取りの中でそういった話というのは適宜出ているものかなというふうには考えております。

○議長（村田定人君） 5番、村上雄也君。

○5番（村上雄也君） では、最後なのですけれども、焼尻については発電所もありますので、職員住宅ある程度確保しているのかなと思っただけの最後の質問だったのですけれども、なかなかそういう業者の方というのは町営住宅にも入られないと思いますし、もし建てる土地があればという業者も少なくはないそうなので、もし問合せあれば対応していただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長（村田定人君） 答弁はよろしいですか。

○5番（村上雄也君） はい。

○議長（村田定人君） これで5番、村上雄也君の一般質問を終わります。

昼食等のため暫時休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午後 1時00分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

次に、2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 再生可能エネルギー発電設備の現状と今後について質問をいたします。

羽幌町では町内における再生可能エネルギー発電施設等の設置及び運用について従前のガイドラインでは基準遵守の強制力がなく、基準に反して発電設備が建設されるケースが多かったことから、令和3年6月に羽幌町再生可能エネルギー発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例を制定しました。条例化が検討されていた当時町内の小形風力発電設備が45基、太陽光発電が1基設置されていましたが、設置予定の申請数も相当数あるとされてきました。その後どのような状況になっているのでしょうか。

また、国では2050年カーボンニュートラルの実現に向けて洋上風力発電を再生可能エネルギーの主力電源だとして整備を進めています。こうした動きについて町はどのように考えているのでしょうか。

以下、具体的に質問をいたします。

1、条例制定後の現在、設置されている発電設備はどのような状況なのか。設備の設置数及び事業者数はどうか。

2、設置基準の遵守状況はどうか。

3、設備周辺地域とのトラブル、自然環境への影響などはないか。

4、洋上風力発電について、条例第5条6項に海上は、景観、漁業及び船舶の航行等に支障を及ぼさないものとする。ただし、海洋再生エネルギー発電設備の整備に係る海域の

利用の促進に関する法律に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備促進区域の指定を受けたときは、この限りでないと思いますが、町の基本的な考えはどうでしょうか。質問いたします。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 金木議員のご質問にお答えいたします。

1点目の条例制定後の現在の設置数及び事業者数についてであります。小形風力発電設備につきましては設置数が58基、事業者数が25社であり、太陽光発電設備につきましては設置数が2基で事業者数が2社となっております。

2点目の設置基準の遵守状況についてであります。条例を制定後、その規定に違反して設置されたものはありません。しかし、条例制定前に国の認定を受けて設置したことにより条例設置基準に沿っていないものが55基となっております。

3点目の設備周辺地域とのトラブル、自然環境への影響についてであります。周辺地域とのトラブルにつきましては相談や報告は受けておらず、町として確認しているものはありません。自然環境への影響につきましては、令和元年から令和5年までの過去5年間の状況を申し上げますと、令和3年を除くそれぞれの年で1件ずつ、合計4件のバードストライクが確認されております。

4点目の洋上風力発電についてであります。脱炭素化の面から申し上げますと理解を示すところではありますが、これらの施設整備及び稼働により漁業や離島航路など町民生活や自然環境に影響を及ぼすのであれば、それは容認できるものではありません。議員ご質問のとおり、国の海洋再生可能エネルギー発電設備促進区域の指定を受けた場合は条例の規定から除外されますが、法律の中でも航路及び港湾の利用や漁業に支障を及ぼさない旨規定されており、さらに当該促進区域指定に係る協議の際は関係市町村長や漁業者をはじめ地域の意見を聞くとされておりますので、その時々状況に応じた判断をしてみたいと考えております。

以上、金木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（村田定人君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、一問一答による再質問に移らせていただきますが、自然の再生可能エネルギーは、言うまでもなく現代の地球温暖化というような気候危機打開のためにも省エネや再生可能エネルギーの推進というのはとても重要な問題であると思っております。とりわけ我が国の再生可能エネルギーの潜在量は、現在の電力使用量の7倍もあるとされております。これは政府も言っているところでもありますけれども、この再生可能エネルギーの開発、普及は急がれる状況であるとも思っています。ただ、その一方、騒音や低周波、土砂崩れといった生活環境や農業、漁業などとの共生、一緒に取り組んでいくという共生、そして野生生物への影響など様々な対策も必要であるところでもあると思います。現在小形風力58基、太陽光は2基だということでもありますけれども、そ



れ以外にももう既に国の認定を受けていて今後設置される可能性のある数というのは把握されているのかどうか、その辺をお聞きいたします。

○議長（村田定人君） 地域振興課長、飯作昌巳君。

○地域振興課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

ただいま町長の答弁のほうから既に設置されているものが58基というふうにお答えをしておりますけれども、それらを含めまして国の認可を受けている数というのが合計で75基となっております。

○議長（村田定人君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） ということは、まだ20弱ですか、17ぐらいの数が認定を受けていて、実際建つかどうかは分かりませんが、そういった状況だということのようであります。この数というのは今もう既に町内ちょっと走って行けば目につくものではありますけれども、大体この程度で収まると思っているのか、まだまだ設置されるであろうというような、その辺の見通し、予想みたいなものが考えておられればちょっと見解をお聞きしたいところですが、お願いいたします。

○議長（村田定人君） 地域振興課長、飯作昌巳君。

○地域振興課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

今の時点で認可を受けているものが75基ということでございますけれども、これらのお大半につきましてはここ最近の数ということよりも数がたくさん建ち出した頃の数字なのかなというふうに思っております。ただ、ここ数年ですと新規に建設されていくというものがないですし、国の電力の固定価格の買取制度ですか、そこら辺の単価も下がってきているということで、これからあんまり増えていくということにはないのかなというふうには考えてはおります。

○議長（村田定人君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 分かりました。この条例ができてからも何基ぐらいになるのかな、20基ぐらいかな、条例制定、条例に沿ったものと考えていいのかどうか分かりませんが、事業者による近隣住民と、条例の規定の中には設立の計画に当たっては住民への説明会を開催するとか、その計画を町に報告するとかというような内容になってはいますが、実際その説明会が行われたとか、町側へ報告をちゃんと受けたというような、そういう実績というのはあったのかどうかお願いしたいと思います。

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時10分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興課長、飯作昌巳君。

○地域振興課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

条例を制定後に新たに風車が建ったのは実数でいきますと7基なのですが、その7基のうち近隣関係事業所ですとか、住民ですとか、そういった部分での説明会をしたという報告は町として受けております。

○議長（村田定人君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 分かりました。そのとおりにきちんと遵守されているのだなということに理解はいたしました。

自然環境への影響についてもお聞きしました。バードストライクの件が数件確認されたということでもありますけれども、この辺りは春とか秋には渡り鳥の飛来が見られると思います。その影響、58本ほど建った海岸線の渡り鳥の飛来ルートについて変化が見られたというような、そういった情報はないのかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（村田定人君） 地域振興課長、飯作昌巳君。

○地域振興課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

自然環境の影響ということで、バードストライクの数の把握というのは私のほうで関係部署に確認して数字は押さえさせていただいたのですが、今議員ご質問された渡り鳥のルート云々という部分では現時点では確認はしてございません。

○議長（村田定人君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 分かりました。聞くところによると以前よりも海岸線近辺を渡る数が少なくなっているといったことも聞かれていますけれども、それがすぐに自然環境への云々かんぬんということに結びつくかどうか分かりませんが、それも一つの変化といえるのかなと思います。もし必要であればその辺の調査、聞き取りなどもぜひ行っていただきたいと思います。

洋上風力発電についてですけれども、まだ北海道内ではいわゆる促進区域というふうに指定されたところはないようだと思うのですが、有望区域として石狩市沖や後志、渡島、檜山方面など5か所ほど指定されているようであります。今後この辺り、道北日本海沖も検討されていくという可能性も否定はできないだろうと思います。漁業や離島航路の町民生活や自然環境に影響を及ぼすのであれば容認できるものではないという町の基本姿勢については理解いたしましたけれども、自然環境への影響でいえば、羽幌町はご存じのとおり海鳥の島を観光の力にしているわけでありますから、そう簡単には容認はできないだろうと私も思います。そうした内容も含めた容認できるものではないという、そういう答弁なのだと、海鳥の観光資源からもやっぱり容認はできないということなのかなというふうに理解するのですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 基本的にはおっしゃるとおりであります。ただ、例えばバードストライクの話を先ほど風力発電に関して5年間で4件ということですがけれども、実際に海鳥というのは自由に飛びますので、最近あった例からすると焼尻島でガードレールにぶつ

かってそれなりの数が亡くなったというような事例がありました。一時はちょっと別のことを心配したのですけれども、原因は霧が濃くて、そこにウトウが、焼尻にもいるということ分かったのですけれども、ぶつかってきたと。こういうこともありますので、人間と自然が共生する限りそれを限りなくゼロにするというのは難しいですし、鳥がぶつかる可能性があるからガードレールを作らないというのも本末転倒だなという気がいたします。どう折り合いをつけていくかということはその都度、その都度考えていかなければいけないと考えておりますけれども、基本的にそのことによって大きく自然環境に影響が出ることに関してはここに書いてあるとおりの容認できるものではないということを変更して申し上げたいと思います。

○議長（村田定人君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 洋上風力発電についての見解というのは答弁書のとおりなのだろうと思いますけれども、これも聞くところによるとということなのですが、オロロン鳥やウトウなど天売の代表となる海鳥ですけれども、餌を取る採餌行動を調べてみると、南は増毛沖辺りまで餌を取りに出ているというふうに聞いたことがあるような気がするのですが、そうすると離島周辺だけの問題ではなくなるわけです。海鳥のことを観光の目玉にしようとしている我が町としては大変羽幌近辺、島近辺だけではなく、大きく考えれば留萌管内沖ぐらいまでも視野に入れた考えを持っていかなければならないのかなと思いますけれども、そういったことも含めて基本的な姿勢は変わらない、さらにこういうことも考えたいとかいうことがあればお聞きしたいと思います。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） この質問の中で、例えば留萌がそういう先ほど言った域に入っていると。それで、将来留萌でできることは、できる可能性のあることがいわゆる天売の海鳥に影響するかどうかという、そもそもそういう認識も私ありませんでしたし、今回答弁書を書くに当たってその前提では書いておりません。実際に例えば増毛沖にできるときに、天売に海鳥がいるから、では増毛のそれは中止させるように羽幌町が働きかけるかどうかということに関しては検討もしておりませんので、この場で確定的なことは言いませんけれども、それはそれでまた難しい問題であるなというのが今指摘されて感じるところです。

○議長（村田定人君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 分かりました。そういった問題も含めてまだまだ、実際にまだそういう計画になっていないので何とも言えないのですけれども、将来的な課題とかということについて言えばそういう見方、考え方もあるのではないかなということで指摘はさせていただきます。

洋上に限らず、陸上の部分もそうですけれども、最初に言ったとおり再生可能エネルギーというものは非常に大事な取組だと思っておりますので、設置に当たっては何が何でも全て駄目だという考えではもちろん私ありません。地域によっては、本州のほうですけ

れども、地域によっては再生可能エネルギーの地産地消というような言い方をされて、自治体やそのまちの事業者と言ったらいいのか、そういう人たちが出資をして地元でそういった風車なり太陽光なりを造って、通常は売電はするのだと思うのですが、いざ災害が起こって北電さんあたりの通電が止まってしまったときには地産地消で造った発電施設からその地域で活用するというような目的で造られるケースもあると聞いています。今すぐどうこうということにはならないと思いますけれども、そういった方法も考えられるのかなと。

そして、あそこは駄目だ、こっちは駄目だというのではなくて、この地域ならいいですよ、例えばどこかの業者が打診しに来て、どこかい場所はないでしょうかというようなことが打診されたときには、もう既に羽幌町ではこういうところは、民有地であればそう簡単にはいかないでしょうけれども、羽幌町としても民間を交えた話合い、検討をして、この地域ならいいかもしれない、できそうだねということをもっとたたき台みたいなものを持つ、そういう検討をしておくということも一つの対策なのではないかなと私は思っていますけれども、将来的な方向性、検討する方向性としてはそういったことも考えられてはいかかなと思いますけれども、この辺の考え、町長もし答弁いただければお願いいたします。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 第1点目等の質問の中である程度やり取りも含めてあったと思うのですが、やはり条例つくった後に数が急激に、別の理由も考えられるということは先ほど課長言いましたけれども、進んでいないわけであります。それだけやはり、そもそも我々が議会の承認を得た条例そのものが非常に厳しい、ある意味では業者側からは厳しい、それから先ほど言った何点かに配慮した形の条例になっているのが1つその表れかなと思っております。今後につきましても当然条例を当てはめるということの中でのかなりの制限が出てくるということと、併せて国全体として脱原発も含めた中での進めていくことの意義ということを強く言っておりますので、その辺を個別の案件としてきちっと一定の方向を持ちながら決定していくことになると思います。いずれにしても、条例に載っている精神にのっかって、それからここでも述べたように例えば漁業者、その他その利害関係者、その辺の意向を全く無視するような形の結論もということはある得ないということを変更して申し上げたいと思います。

○議長（村田定人君） これで2番、金木直文君の一般質問を終わります。

次に、6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） それでは、一般質問させていただきます。

ハートタウンはぼろの運営と中心市街地活性化の推進についてお伺いします。中心市街地活性化を推進するために建設されたテナントミックスによる商業複合施設ハートタウンはぼろは、平成17年6月にオープンしました。開業当時は、小売業としてスーパーマーケット、ベーカリー、ラーメン、地場産品、花、ガーデニング、写真、携帯、衣料品、ア

ウトドア用品等を取り扱うテナント8店舗と行政サービスコーナーも併設されていました。その後テナントの撤退や入替えなどもありましたが、今年4月末に開業当初からの衣料品店が撤退しました。集積店舗建設事業は、中心市街地活性化の最重要事業の第一弾として活性化基本計画、市街地再開発基本計画、TMO構想、TMO計画に基づいて町なかに人の流れをつくり、憩いと安らぎの町並み空間を演出し、市街地の活性化を目指すことを目的としていました。

また、ハートタウンはぼろの施設を建設、運営し、中心市街地活性化を主体的に取り組み、中心市街地活性化計画及びタウンマネジメント計画等で中心的な役割を担っていた第三セクターである会社は、施設を羽幌町に売却し、会社は解散しました。中心市街地だけでなく、まちづくりを担う会社が残した施設を町が必要と判断し、購入したが、衣料品店の撤退で施設を今後どのように活用し、まちづくりに生かしていくか町民も大変気になっていると考えます。これからのハートタウンはぼろの施設の活用と、それに伴う中心市街地活性化の推進におけるまちづくりについて次のとおり質問します。

1点目、ハートタウンはぼろの施設は、町にとってどのような位置づけと目的を持った施設なのか。また、中心市街地活性化やまちづくりとしてどのような取組を行っているのか。

2点目、ハートタウンはぼろは現在町有施設として管理しているが、年間の運営コストをどのように捉えているのか。去年は整備更新を先延ばししていた冷暖房を供給していたガスヒートポンプの更新、また事業用地の一部を購入したものの、いまだに借地を利用している現状を踏まえ、今後の大規模改修や事業用借地購入等の計画をどのように進めていくのか。

3点目、時代とともに施設の役割を考える必要もあると考えます。今後も商業複合施設として活用していくのか、それとも用途の変更なども考えているのか。

4点目、補助金の交付を受けている現在の施設は、商業複合施設からの施設の用途変更はどの程度認められるのか。その際、国や道への補助金の返還がどの程度あるのか。

5点目、6月5日に行われた文教厚生常任委員会でも質疑の中にあっただが、3町村で運営される留萌中部地域子ども発達支援センター建て替えの代替案を検討された中で既存施設の活用はしないとのことだった。公共施設マネジメント計画の見直しを行う中、新たな施設建設ではなく既存施設の活用も模索すべきであり、また既存施設の新たな利活用方法として今後建設予定の公民館の図書館の移転や熱中症予防のためのクーリングシェルターとしての開放、子育て支援施設、遊び場の確保など、あらゆる利活用方法を検討すべきと思うが、どうか。

6点目、中心市街地は、地域の経済や社会の発展に重要な役割を果たしています。人口減少や少子高齢化に対応しながら多様な都市機能を集積したコンパクトなまちづくりを目指し、暮らしやすい環境を提供することが求められています。町が引き続き中心市街地活性化に向けての施策を展開し、地域の発展と住民の暮らしをサポートしていくことは必然

と言えます。過去にあった中心市街地活性化基本計画、市街地再開発基本計画、TMO構想、TMO計画のような計画や具体的な事業はないと認識しているが、今後町なかに人の流れをつくり、憩いと安らぎの町並みの空間を演出し、市街地の活性化を目指す中心市街地活性化などの事業がこれからのまちづくりに必要になってくると考えるが、町としての見解と施策についての考えは。

以上です。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 小寺議員のご質問にお答えいたします。

1点目のハートタウンはぼろの位置づけと目的、中心市街地活性化やまちづくりの取組についてであります。位置づけと目的につきましては、地域の経済や社会の発展に重要な役割を果たし、かつての商店、商店街が担ってきた地域コミュニティの場と位置づけられており、中心市街地の活気やにぎわい、憩いのあるコンパクトなまちづくりを目指すための施設であります。中心市街地活性化やまちづくりの取組につきましては、これまで商工会を中心とした花・緑いっぱい運動やほっと・サロン、綱引き大会といったイベントの実施などの取組を行ってきたところでありますが、近年はコロナ禍の影響などから積極的な取組ができていない状況にあります。

2点目の年間の運営コストと今後の大規模改修や借地購入等の計画についてであります。初めに年間の運営コストをどのように捉えているかにつきましては、燃料費や電気料、除排雪費、管理委託料などが挙げられます。収入につきましては、建物貸付料のほか共益費相当額をテナントから徴収し、修繕や将来的な大規模改修に備えてきたところであります。今後の大規模改修につきましては、公共施設マネジメント計画の見直しの中で検討してまいりたいと考えております。また、事業用借地につきましては、購入したい旨を申し入れているところでありますが、当面は売却する意向はないとのことから、将来的な購入を目指し交渉を続けてまいります。

3点目の商業複合施設の活用と用途の変更についてであります。4点目の国や道への補助金の返還及び5点目のあらゆる利活用方法の検討と関連性がございますので、一括してお答えいたします。まず、施設の今後の活用につきましては、中心市街地のにぎわいと町民の利便性を確保する観点から引き続き商業複合施設として活用するものであり、用途変更につきましては考えておりませんので、変更がどの程度認められるのか国や道への確認は行っておりませんが、後継テナント確保の進捗状況によってはあらゆる利活用方法を検討してまいりたいと考えております。また、補助金の返還につきましては、平成25年7月に国の担当者に確認した際、国土交通省からは現行の建物の構造上の変化がなければ問題ないとのことであり、経済産業省からは基本的に補助目的を継続する必要があるとされておりますが、利活用方法を検討する中で用途変更の必要性が生じる場合には改めて国や北海道と協議してまいりたいと考えております。

6点目の中心市街地活性化に対する町としての見解と施策についてであります。議員

おっしゃるとおり人口減少や少子高齢化社会に対応しながら多様な都市機能を集積したコンパクトなまちづくりを目指し、暮らしやすい環境を提供することが求められており、町なかには人の流れをつくり、中心市街地を活性化していくことが必要と考えております。具体的な施策につきましては、今後町の状況の変化を的確に捉えながら商工会と連携して検討を進めてまいります。

以上、小寺議員の答弁とさせていただきます。

○議長（村田定人君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） それでは、最初の答弁をいただいた中で再質問を進めていきたいと思っております。

今回4月末に2階を使っていたテナントさんが撤退したということで、本来であれば今年度2階に休憩施設の整備ということで町も予算をつけてスペースを活用するという計画もあった中で4月に撤退されたということで、町民の方も今後あの大きな施設がどうなっていくのかということをお大変危惧しているということで私今回一般質問させていただきました。ハートタウンが平成17年ですか、2005年にできてから今年で19年、20年近くたつのですけれども、きっと当初の施設の目的ですとか位置づけというのは約20年前と変わっていないのかなというふうに思うのですが、それは20年前と施設の役割、位置づけ、目的というのは変わっていないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（村田定人君） 商工観光課長、三上敏文君。

○商工観光課長（三上敏文君） お答えします。

当初の位置づけと変更はございません。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 質問の中でもあったのですが、20年たてば施設のやっぱり目的も、環境も変わっていく中で少しずつ目的を変えるのか、取り組み方を変えるのかということで変化があってもいいのかなというふうには思うのですが、目的は変わらないけれども、利活用についてはどういう変化があったのでしょうか、この20年で。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） まず、質問の1点目にあつたので、この目的を答弁で書いたのは、これは当初の目的を基本的に踏襲しているということで、ほぼ同じ内容を書かせていただいたということでありまして。

それと、中心市街地活性化法案自体は制定から10年でなくなりました。そのときに、私が答える立場ではないような気がするのですが、当時の行政サイドとしての見解がありました。それを生かしたまんまやっていきたいということでありまして。最近でいうと阿部委員長の下で中心市街地活性化特別委員会の中で、これはハートタウンの建物ということよりは中心市街地全体のことについて議員の皆様のかどうか、私は議員だったので、やり取りした中でもここに書いていることを基本にしながらやっていきたい

ということで、行政としては一貫として同じ方向を向きながら動いてきたということであり、議員が一番よく知っているのだろうなと思ったのは、ここで最初はどことどこと具体的に何店入っていて今はこうだということですので、それについては同じ認識ですので、変化というのは要するに入っていたところが替わったり、数が減ったりというようなことの質問として捉えていますので、事実は事実としてそういうことであるということだけ改めて答えたいと思います。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 施設の目的があって、それを中心とした中で中心市街地の活性化を取り組んでいくという取組が、1回目の答弁だと商工会を中心に花・緑いっぱい運動、ほっと・サロン、綱引きとかいうことをしてきましたと。自分が今聞きたいのは、施設はいろいろ変貌を遂げて、最初の運営は第三セクターが、その後町有施設になった中で中心市街地活性化というのはずっと継続して、計画はないものの継続してやっていることなのかなというふうに認識しているのです。1問目の質問ではどのような取組を行っているか、現段階でどういう取組を行っているのかということでお伺いしたのです。この3つに関しては過去に行っていた事業で、現在はどのような事業を行っているのかなという質問なのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 反問権ではないのですけれども、現段階というのは要するに、私就任してまだ1年なのですけれども、要するに例えば4月から6月までの間に予算づけして何かをしたかというような類いの現在は何をやっているかということを知りたいのか、それともいつからどこから期限を切って、その間に何かしているのかということを知りたいのか、ちょっと質問の意図が理解できないので、改めてその辺も含めて聞いていただければそれなりの答えはできるのではないかなと思うのですが。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） いつからということなのですけれども、いろいろな事業は、それこそ最初の10年間はTMOのハートタウンはぼろという第三セクターの会社が行っていた事業と商工会含めて町と3者で行っていた事業があったと思います。今回ここに載っているのは町としていろんな補助を出して行っていたこともあるのですけれども、町独自で中心市街地について行っている事業は現時点であるのかなのか、予算づけも含めてですけれども、そういう中心市街地活性化に特化した取組を今現在行っているかどうかの確認なのですけれども。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 今年度予算にのっているかということに関しては、議員ご存じだと思うのですが、中心市街地という区域、それは平たく言うと旧駅前通りから3条通り、役場前までの通り、それとそれぞれいろんな道があって、旧大通り商店街は大通り地区、川北の、今は商店ありませんけれども、商店街を除いたその全体を中心市街地という規



定をして中心市街地活性化法案の中でそれぞれやろうとしてきたことですので、今そういう認識で質問捉えていませんでしたので、例えば今年予算でいうと4条通りの道路を直すとか、そういうものもそういうことになりますし、阿部議員のときにもいろんなやり取り、実は議事録再確認させてもらったのですけれども、幅広い意味での事業というのはそれなりに想定したりやってきたということは現実にあるのかなと思っています。今の言い方私なりに解釈すると、今年度予算につけたのかということでありまして、いわゆる議員おっしゃるイメージのハートタウンの地域を周辺とした、ここに例を出したようなイベントとか直接的な予算づけというのはしておりません。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） なかなか、自分も何回も一般質問をした中で、これから商工会とということでどんどん進めていきたいという答弁が過去の行政の、町長からも出ていたりもするのですけれども、なかなか具体的な施策が出てきていないのではないかなと思って、どういう取組をとということで1問目で質問しました。どうしても計画がない中でどこをとということも、この20年で商店のづくりも中心市街地の役割、地域も変わってきているように思うので、これ後でまた触れますけれども、時代に合ったものでまた再度検討すべきではないかなと、中心市街地というくりにについても検討すべきではないかなというふうに考えています。

続いて、2点目の年間コストです。これは、ハートタウンはぼろの建物については、また普通の公共施設と違うのかなというふうに私の中では考えています。収入を基金に積んで、そこで補修ですとか、用地の買収のときに使ったりだとか、普通お財布は一つと言ったら変ですけれども、大規模改修するときはそこから、町の全体の予算から来るものを別会計ではないですけれども、そういうくりにしているのかなと思ってちょっと質問してみました。データでもし今持っていたら教えていただきたいのが、令和5年度決算でいいのですけれども、先ほど言われた様々な支出と家賃収入等の収入というのがもし分かれば、そして基金取崩しもされたと思うのです。借入れをしたということであるので、基金の残高等ももし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（村田定人君） 商工観光課商工労働係長、廣谷将大君。

○商工観光課商工労働係長（廣谷将大君） お答えいたします。

ハートタウンはぼろの令和5年度実績ベースでの収入、経費についてお答えいたします。収入の内訳につきましては、建物貸付料が約2,044万円、共益費相当額が約2,425万円などとなっております。総額で4,471万円となっております。支出の経費の内訳につきましては、冷暖房等に係るLPガスが約560万円、電気料が約2,430万円、水道料が約87万円、通信費が約6万円、除雪費や各種設備の保守点検委託料などが約800万円、土地の貸付料として約160万円、修繕料が約55万円などとなっております。総額で約4,150万円の支出となっております。年間の経費につきましては、今ご説明したとおり経費が4,150万円、収入が約4,471万円ですので、差引き約

321万円をまちづくり事業基金に積み立てたところであります。

なお、基金残高につきましては、昨年度GHPということでガスヒートポンプという大きな設備更新を行いまして、その際これまでハートタウンはぼろの積み立ててきた基金を上回った状況にあります。その部分のご説明ということかと思しますので……。すみません。ただいままちづくり事業基金残高につきましては手元に資料ございませんので、よろしくお願いたします。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） ハートタウンはぼろの修繕については、そういう基金に積むという新たな、羽幌町のほかの、例えば公民館建て替えのために基金を積んでいるとか、そういうのとはまた違うシステムなのかなと。例えば民間だと大規模改修するために収入と支出をきちんとこれからの大規模改修のために積み立てていくというのはあるのですけれども、町の施設では同じようなことってあまりないと思うのです、収入を積み立ててそのために使っていくというのが。なので、そういう面でのコスト意識を毎年、今回だと単年度で321万円ですけれども、2階のテナントが今年度撤退した影響で支出も減るとは思いますけれども、収入も減ると。そうすると、大規模改修が遅れていくのか、それとも一般会計から修繕費で取り込んでいくのか、その辺はどういうふうにと考えたらいいのでしょうか。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） まず、今収入から積み立てているというのは、ほかに夕陽ヶ丘団地が基本的にそうです。前提としてのハートタウンが今そういうことをやれたというのは、そのやれる範囲の中でやっていて、まちづくり事業基金というのはほかからも集めてきたものを使っていて、そこからやっているわけです。それを条例で規定して、ハートタウンはそこで集めたもので例えばそれを充てるのだということではなくて、そういう余裕ができたので、そういうふうにはまちづくり事業基金に使ってやっていたというふうな理解が一番実態に近いかなと思います。

これ議員のおっしゃることとイコールなのかちょっと分かりませんが、町にいろんな施設があって、それに対して全体的にいろんなコストかかるわけです。むしろ営業というか、事業用に使っていることからすればサンセットプラザ、これなんかは要するに指定管理ということもありますけれども、4,200万指定管理料を相手に渡して、かつ大きな修繕等は町が持って、家賃相当としては徴収しないということの中で運営してきております。かつほかの例えばいろんな、多分そういうことは頭がないのだと思うのですけれども、体育館だとか、そういうところに関しては全く維持費についても一般会計の中から出して、今年でいえば体育館が修繕費もあるので1億ぐらい使っていますし、体育館にしても公民館にしても何千万っていくわけです。それに対してそれを維持していくためには人件費だとかいろんなものがあります。そういうものは人件費ですので、全くその中に入っていない。だから、今までの経過とともにやり方としてそれぞれの運営の仕方があったのだと思

います。多分議員の中ではこれは商業施設なのだから、当然独立採算をベースにやるべきだというような考え方があった上での今の質問かなと思いますけれども、私としても商業施設ある以前の問題として、やはりいろんな形で財政需要がある中ではできるだけやっぱり一般会計から持ち出さないような運用というのは、これに限らず、できればサンセットプラザ等もそういうふうにやれば望ましいとは思いますが、それぞれ歴史の積み重ねの中で現状そういうふうになっているというふうに理解していただければと思います。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 自分は、もう町有化して購入した段階で町の施設になるので、必ずしも独立採算は難しいのではないかなという認識でした。先ほど町長は、きっと商業施設なので、私の思いとしては違うのではないかなということでお答えいただいたと思うのですが、というのはもし2階がテナントの収入がこれからない場合、やっぱり収入を得るためにどんどん何とかそこに新しいテナントを入れなければって思うのか、それとも施設なのだから有効に活用していこうかということなのでそのコストとのどう考えるかということで今回お聞きしたのです。もし、コスト度外視にとは言いませんけれども、きちんと町から一般会計から繰り出しできるのだということであれば慌てて、きっと動きはしていると思うのですが、先ほど質問の中でも伝えましたが、いろんな活用方法が展開できるのではないかなという面でお聞きしました。

せっかくですので、2点目で、現在ハートタウンはぼろは普通財産の扱いになっていると思います。普通財産ですので、もちろん貸付けもできますし、売却も場合によってはできる施設なのかなというふうに思うのですが、売却しないまでもそういう面も認識として考えているのか、その辺、まずあの建物自体は普通財産であるということによろしいでしょうか。

○議長（村田定人君） 財務課長、清水聡志君。

○財務課長（清水聡志君） お答えいたします。

町営化で取得したときから普通財産として管理しております。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） そうですね。ですので、売却、貸付けももちろんできるのだと。そういう面でまた活用も、これから考え方も増えていくのかなというふうに思っています。

3点目です。3点目、4点目、5点目、一括して答えていただいたのですが、端的に言うとこれからは商業複合施設でやっていくのだという宣言かなというふうに思います。ということは、2階にも新たな商業者を入れるのだということの宣言なのかなというふうに思うのですが、商業者を、大きい事業者なのか小さい事業者なのか、その辺も含めてどういうふうに2階を充てていこうとしているのでしょうか。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 答弁にもあるように、そもそもの目的としての部分の中で、現段

階ではあそこを商業施設として、やっぱり町民の利便性、その他近隣の商店街との相乗効果、その他も含めて現状今までそういう利用していましたので、それを前提としてまずスタートしたいというのはそのとおりであります。具体的に今報告できるようなところまで詰まっているものはないですけれども、一定の方向性を見ながらいろんな可能性を今探っていて動いているというふうに理解していただければなと思います。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 過去に1階のスーパーが撤退して約2年ぐらい空きの状態もあったと思うのです。そのときもですが、例えば2階が空いた状態でも補助要件とかに絡む商業複合施設として認知されるものなのか、それともやはりそこを埋めない限りは、きっとその補助はイノベーションなので、多くの事業者さんが入った建物にするというきっと補助化だったと思うのです。その際に、もし2階にそこが埋まらなかったら、それこそ商業複合施設としては認められないではないですけれども、そういうことというのはあるのでしょうか。

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時55分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 3点、4点、5点目のところの答弁で平成25年7月、このときに実は私も国のほうに行っていましたし、当時担当だった鈴木課長補佐も参っていました、舟橋町長なんかと一緒にです。なので、そのときの復命書も含めた中での再確認を、相当以前の話をした上で今回答弁書に書かせていただきました。ここに書いているとおり2つの補助金入ってまして、その中で、書いているとおりなのですが、1つのほうは構造上の変化は駄目ですよと、もう一つは目的を変えては駄目ですよというようなことをあえて言われました。それが原則丸まんまであれば先ほど言ったいろんな返還とか、そういうものはないというふうに当時言われました。ただ、ここで書いているとおり、そこからこの法律自体もなくなっていますし、それから補助要綱自体もどうなっているかというのはちょっとよく分からないので、ここではまだ断定的なものとしては書き込めなかったということをご理解していただきたいと思います。いずれにしても、20年、30年前のそのときの見解と今現在改めて動き出す中では変わっている可能性もありますので、その状態に応じては改めて調べるということをここで言わせていただきました。その原因としては、繰り返しになりますけれども、まずはやっぱり商業施設として使うことが町民のためにはいいのではないかと現状です。ただ、これは結果がどうなるかということに関して今断定的なことを申し上げられませんので、議員おっしゃりたいことは何となく伝わ

てきましたので、そういう議員のおっしゃりたいような方向を一切現時点で拒否するというようなことを前提に置いて今後進めるつもりもないということも併せて申し上げさせてもらいます。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 自分としては、もし補助の要件がかなうのであれば、今1階部分で2社、3社が使っているのですか、それとの中で商業複合施設として認められるのであれば、2階を行政のいろんな施設、自分は具体的に書いたつもりなのですが、5点目ですか、いろいろな町の施設として活用するというのもありなのかなというふうに考えて今回質問したのです。ただ、これから様々な、もちろん商業施設でいくので、今は考えていないけれども、今後考えていくということだったのですが、ただそれが1年も2年も空きスペースのまま放置されるのであれば、その期間だけでもできることをすることで人が集まる施設になるのではないかなと。具体的にちょっと書いたのが、例えば公民館も建て替えの予定になっています。ただ、その公民館の図書室が古い状態で狭い状態の中である。それを新しくなる前まで、新しいテナントが来るまでの間でもいいので、そこを図書館施設にすることで町ににぎわいができたり、あとは例えば公民館はエスカレーターもエレベーターもありませんけれども、ハートタウンにはエレベーターもエスカレーターもあることから、子供たちが集いやすい場所になるのではないかなというふうに考えて、提案のつもりでこういう活用はできないのだろうか。ただ、補助金返還はしたくないし、自分もそれをすべきではないと思うのです。だから、全体の用途変更という言葉では質問したのですけれども、用途は変更しないで利活用の中で何とか対応でそういう施設を一時的にでも活用できないかという質問で書いたつもりなのですが、私の追加の説明も含めた中で2階の今後の活用について具体的にもし答弁があればお願いいたします。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 答弁書にも書いたつもりでいたのですけれども、いわゆる補助金の返還は望まないし、場合によっては補助金の返還の状況もあるのではないかということと言われて、重要な中身というのは、国交省の場合は建物の構造上の変化をかけたら駄目ということです。だから、ほかの用途に使うって、現状のまんまのところであいてところに対して物を入れるというのは基本的にいいのだろうけれども、例えば恒久的な間仕切りを使うのは駄目というようなことが一般的に想像できます。それから、経済産業省のほうには、補助目的はやっぱり商業振興が中心ですので、それを変えていくのは駄目という当時の見解でした。だから、先ほども言ったのですけれども、今商業目的が、これは商業目的が一番いいだろうと思って進めているわけで、これがあるから商業目的しかできないという認識で進めているわけではないのですけれども、結果としてそれが難しいということになったときに、議員おっしゃっている提案なんかをいただくにはまずそこからもう一回確認をしたり、クリアしていけるのかということところが大きな変換になると思います。例えば議長は別に補助金を返還してまでやれとは言っていないと言っていますけれども、そ

ういうものが総じてさらにやる必要があるとかということであれば、それはそれで一つの考え方でありますから、そういう段階ではそういう段階でまたいろんなシミュレーションをしたり、皆さんの意見を聞いて次のステップに行くということは今の段階から否定するものではないというふうに考えていただければなと思います。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 今回事前に質問を提出した中でその辺も含めて国や道にも問合せが入るのかなというふうに思ったのですが、今回は時間が足りなかったのか国・道には聞いていなくて平成25年段階の見解と、当時そこを、各省庁に行ったのですか、なので本当に法案がないということで、計画がないということで本当に流動的になることもあるのかなと、その確認も含めて今回一般質問だったのですけれども、その確認が取れていないので、幾らいろんな話をしてもなかなか次に行かないのかなというふうにちょっと感じて、ちょっと残念かなというふうに思っています。商業施設で、自分としては用途は変えずに活用でうまくできればなど。そして、そこにはもちろんコストは考えなくてもいいのではないかなというふうに考えて、いかにあの地域に人を呼び込むための施策をお金をなるべくかけないで、もちろん返還もない中でできたらいいのではないかなというふうに思っています。

学校のクーラーの話も予算とかいろんなことで出てくるのですけれども、オホーツク海側の小さなまちでも、あと先日は登別でもクーリングシェルター、公共施設ですとか大型の民間の建物のある程度の熱中症のレベルが高いときに一般に開放してそこに来てもらうと。羽幌の公共施設もなかなかエアコンが効く施設というのがない中でハートタウンの2階は冷暖房がしっかりしているのと、昨年ですか、きちんと設備も更新していい状態であるので、そういう夏場の避難する場所としての活用も、応接室を作れとは言いませんけれども、今ある既存のパイプ椅子とかを使ってそのスペースをうまく休憩場所、夏の暑い時期だけでも活用できるというのも一つのアイデアかなというふうに思っています。もちろんお年寄りだけではなく夏休み中の子供たちもそういう場所に訪れることができれば、なかなか夏の暑い中過ごすためにも必要な対策なのではないかなというふうに考えて提案してみましたけれども、自分としてはハートタウンをうまく使ってクーリングシェルターというのもいいのではないかなというふうに思っているのですけれども、それも踏まえてこれから夏で、せっかく元の2階の端っこのスペースに予算がついているので、その予算は今止まっていると思うのですけれども、そういうのもうまく活用しながら夏の間だけでもそういう活用方法としてできないものかなというふうに考えているのですが、いかがでしょうか。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） いずれにしても、時間をできるだけ短縮しながら一つの結論を出して、その結論がどっちかに寄ることによって次のステップにまた移るというような段階を踏んでいくことになるのだろうなと思いますので、その都度、その都度の中において、

今おっしゃったのはもともと今年度40万ぐらいでしたっけ、予算つけて、いわゆる休憩的な、お年寄りがコミュニケーションを取るとか、そういうものための予算もつけておりますので、その進め方によっては、クーリングシェルターという言い方使うかどうかは別に分かりませんが、そういうことは全く不可能ではないのかなと思っています。ただ、空いている状態で全体を暖める、冷やしたりすることというのはやっぱりそれなりの経費もかかりますので、その部分として例えばそこだけを全部冷やすことによって全体を冷やさなければならぬとかということでもかなり電気代がかかる。とにかくヒートポンプのほうなのでガス代が、さっき金額聞いたと思うのですが、非常に冷暖房としては考えられないぐらいコスト安いのですよね、あれだけ大きい建物をやっている割には。ただ、電気が、照明電気がほぼなのですけれども、そういう何千万といった、さっき数字見たと思うのですが、高いので、そういうものを、冷暖房のコストはそれほどでもないのだけれども、月当たりするのだけれども、電気をつけることによって異常な、その何倍もの月のコストがかかってくるということもあるので、先行きが全く見えないということであればそれはそれだし、ある程度一定期間に見えてくるとかということであれば今年に関してはちょっと様子見ましようかと。あくまでもその進み方によって臨機応変に考えていく時期なのかなというふうには思っています。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 先ほどほかの議員の方の質問の中でもスムーズに町民のクレームをなくしていくような話もあったのですが、例えば2階のテナントの方向性については大体どのぐらいの時期で決定していくか。今のところ商業施設として考えていて、そのほかの利活用も考えていきたいということだったので、どれぐらいのめどを、例えば1年なのか、今年度中なのか、それとも2年ぐらいゆっくりと考えていきたいのか、その辺の決断の時期というのはどれぐらいになるのでしょうか。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 現時点で期限を区切って、半年とか1年とか、そういうことを結論づけて動き出しているわけではありません。ただ、私の肌感といいますか、それは2年もそのまんまほっておくというようなことは自分の念頭には全くありません。ただ、こういうものというのは相手があって、それを進めていく中で相手の準備だとかいろんなことがあるわけですから、結果として半年だったり1年だったりということはあることはご理解していただきたいなと思います。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 以前だとTMO、ハートタウンはぼろという会社が率先してと言ったら変ですが、各企業を回ったりだとか、テナントの募集をしたりだとか、そういう作業をたくさんしてくれていたと思います。ただ、今回に関しては町の建物ということと、役場の担当課長なりが実際の作業をするのかなと思うのですが、自分はなかなか難しいのではないかなというふうに考えているのです。それは素人目、外から見た目

で、今の人員で今の仕事プラスいろんなところに営業行くのか、ちょっと僕もやり方は分からないのですけれども、その辺はやっぱり、以前は専従のまちづくりを考える方がいて、その方を中心にそのことだけをしていたのですけれども、役場の仕事をしつつ、新たなテナント探しというのかなり大変なのではないかなというふうに私自身は考えています。今まである仕事もこなしながらということなので、その辺自分は本心で言うと本当に難しいのではないかな、頑張ってもらいたいですけれども、難しいのではないかなと。その中でやっぱり新たな羽幌ができる利活用にシフトしていったほうがいいのではないかなというふうに考えています。

中心市街地に関してなのですが、それこそ目的は変わらず、中心市街地というか施設の目的です。ただ、平成17年のオープンするときの人口は8,978名で約9,000人、そしてそれから19年たった現在は5月現在で6,026人ということで約3,000人の人口が減っているのです。もちろん羽幌だけではなく、苫前、初山別とかの営業圏もあるのですけれども、軒並み減っている中で20年前の人口9,000人のまちづくりの中心市街地の活性化の仕方と現在の6,000人の中での中心市街地の考え方をやっぱり少しずつ変えていくべきなのではないかなというふうに思います。財源のこともありますし、人のこともあります。なので、やはりもう一度中心市街地並びに施設の今後についてじっくりと、役場サイドだけではなく議会、町民、商工会も含めてだと思えるのですけれども、考え直す時期に来ているのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 元に戻すわけではないのですけれども、現状としてはやっぱり商業施設として再活用したいということであります。商業施設ということであれば、基本的には民間企業との交渉その他になります。商業行為というのは必ず利害関係者もいますし、相手も例えば全部オープンにすることによって自分たちの考え方とか、そういうのがあって批判を受けたりなんざりということがありますので、行政としては基本的に、途中経過は別にして、最終的にどこかの段階で議会等にオープンにしながら結論に至るというプロセスは踏みたいなと思っていますけれども、今始まる段階で全部オープンにしながら意見を聞きながらというのは、いわゆるできることもできなくなる可能性があるなというのは内部的な判断でありますので、今スタートする部分としてはフリーハンドの中である程度進めていった上で、いろんな困難が出てきた段階でまたそれをクリアできるかということを検討しながらフレキシブルに動いていくというような考え方でおります。

職員が大変でないかというご心配をしていただくのは大変ありがたいのですけれども、一応体制としては副町長をトップに担当課と一緒にそういうプロジェクトという形を取って動いていきたいということだけは言ってもいいかなと思っています。最終的には私一步引いた形で、先ほど議員がおっしゃる点も含めてそういう方向の流れの中で、実際どっちがいいのかというのは一つ引いた中で最終的に結論を、まずは行政の提案権の中でそこま



で持っていけるかというところを押さえた上で、将来的には議会にお話をできるような形になった段階では具体的に進めてまいりたいと思います。ただ、今の段階ではまだそこまでいっていないということでご理解していただきたいなと思います。

○議長（村田定人君） 小寺議員、あと5分切りましたので、まとめてよろしくお願ひします。

6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 今の答弁の中であったのが、私は全然フルオープンにしてやってくれということは全くなくて、交渉事ですので、相手先もあることなので、全部教えてくれということは全くないです。私が求めているのは、やっぱりいい方向に向かってほしいというのと、今の時代に合ったやり方、活用をしてほしいという願ひだけなのです。それが先ほどのコスト面に関しては一般財源も入れることもできるということも分かりましたし、ただずっとあそこを空白にしておくよりは夏の間だけ、期間限定でとかいろいろな方法があると思いますので、ぜひ町長を含め副町長を含めプロジェクトチームを組むということですので、よりよい今に合った活用をお願ひしたいというふうにお願ひして一般質問を終わりたいと思います。

○議長（村田定人君） 答弁よろしいですか。

○6番（小寺光一君） 大丈夫です。

○議長（村田定人君） これで6番、小寺光一君の一般質問を終わります。

#### ◎散会の宣告

○議長（村田定人君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

（午後 2時14分）